

コロナ安心補償プラン

国内旅行を楽しみにしている皆様に、「さらなる安心・安全」なご旅行をご提供します。

特徴

すべての
国内旅行が
補償の対象
となります

入院は
最大で 60日間
の補償が可能

旅行行程後
の感染リスク
も補償します

新型コロナウイルス感染症
は医師の指示による
自宅治療も
補償の対象
となります

下記のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いいたします。

- 旅行行程中に被保険者が新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症を発症し、入院した場合
- 旅行終了後14日以内に被保険者が新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症を発症し、入院した場合

補償期間中の事故によるケガ^{※3}のため
被保険者が入院された場合

<補償対象となる新型コロナウイルス感染症による入院>

約款上の入院要件に加え、医師の管理下または医師の指示により、臨時施設（※1）に入り療養を受けること。なお、罹患者が医師の指示により自宅療養（※2）する場合を含みます。

※1 都道府県が用意する所定の臨時施設で、自治体の研修施設、公共的な施設（国の研修施設等）、自治体が借り上げたホテル等の民間宿泊施設等に、医師の指示により入る場合が対象です。

※2 都道府県が自宅を療養場所に選定し、医師の指示により自宅療養した場合が対象です。 ※3「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った損傷をいいます。

新型コロナウイルス感染症患者

みなし入院

医療機関へ入院

本来入院治療が必要であったが、
医療機関が満床等の理由により、
臨時の施設（ホテル等）で治療

本来入院治療が必要であったが、
医療機関が満床等の理由により、
やむを得ず自宅治療

退院後の自主的療養、
経過観察等

○

○

○

×

補償対象期間



例：旅行期間

11/1~11/3 の場合 … 申込み切日 10/21

補償期間

新型コロナウイルス感染症 … 11/1~11/17 傷害補償 … 10/22~11/17

※補償開始後、一定期間中、保険金をお支払いしない期間を指します。

※申込み切日は、旅行開始の11日前とします。

ご契約プラン一覧

ご希望のプランをお選びいただき、□に✓(チェック)をしてください。

入院保険金日額 3,000円

保険料 210円

(旅行期間 6日まで)

入院保険金日額 3,000円

保険料 420円

(旅行期間 7日~36日まで)

※上記プラン以外をご希望の場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

補償内容、重要事項のご説明を確認の上、本契約に加入します。

申込人氏名(署名または記名・押印)

様

申込日： 年 月 日
旅行期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

※補償期間は、上記「補償対象期間について」の表をご参照ください。

旅行者名(被保険者名)

旅行者(被保険者)が満20歳未満の未成年の場合は、親権者等の成年の方を申込み人としてください。

コロナ安心補償プラン

国内旅行を楽しみにしている皆様に、「さらなる安心・安全」なご旅行をご提供します。

特徴

すべての
国内旅行が
補償の対象
となります

入院は
最大で 60日間
の補償が可能

旅行行程後
の感染リスク
も補償します

新型コロナウイルス感染症
は医師の指示による
自宅治療も
補償の対象
となります

下記のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いいたします。

- 旅行行程中に被保険者が新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症を発症し、入院した場合
- 旅行終了後14日以内に被保険者が新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症を発症し、入院した場合

補償期間中の事故によるケガ^{※3}のため
被保険者が入院された場合

<補償対象となる新型コロナウイルス感染症による入院>

約款上の入院要件に加え、医師の管理下または医師の指示により、臨時施設（※1）に入り療養を受けること。なお、罹患者が医師の指示により自宅療養（※2）する場合を含みます。

※1 都道府県が用意する所定の臨時施設で、自治体の研修施設、公共的な施設（国の研修施設等）、自治体が借り上げたホテル等の民間宿泊施設等に、医師の指示により入る場合が対象です。

※2 都道府県が自宅を療養場所に選定し、医師の指示により自宅療養した場合が対象です。 ※3「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った損傷をいいます。

新型コロナウイルス感染症患者

みなし入院

医療機関へ入院

本来入院治療が必要であったが、
医療機関が満床等の理由により、
臨時の施設（ホテル等）で治療

本来入院治療が必要であったが、
医療機関が満床等の理由により、
やむを得ず自宅治療

退院後の自主的療養、
経過観察等

○

○

○

×

補償対象期間



例：旅行期間

11/1~11/3 の場合 … 申込×切日 10/21

補償期間

新型コロナウイルス感染症 … 11/1~11/17 傷害補償 … 10/22~11/17

※補償開始後、一定期間中、保険金をお支払いしない期間を指します。

※申込×切日は、旅行開始の11日前とします。

ご契約プラン一覧

ご希望のプランをお選びいただき、□に✓(チェック)をしてください。

入院保険金日額 3,000円

保険料 210円

(旅行期間 6日まで)

入院保険金日額 3,000円

保険料 420円

(旅行期間 7日~36日まで)

※上記プラン以外をご希望の場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

補償内容、重要事項のご説明を確認の上、本契約に加入します。

申込人氏名(署名または 記名・押印)

様

申込日： 年 月 日
旅行期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

※補償期間は、上記「補償対象期間について」の表をご参照ください。

旅行者名(被保険者名)

旅行者(被保険者)が満20歳未満の未成年の場合は、親権者等の成年の方を申込み人としてください。

お手続きの前にご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
 なお、加入申込票兼重要事項説明書は補償期間終了まで必ずお手元に保管ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

対象となる保険金をご加入いただくプランによって異なります。対象となる保険金については、同時にお渡しするパンフレットでご確認ください。
 ※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険 金	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含まません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(60日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※ため、傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による入院保険金 ★ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆ 指定感染症追加補償特約セット	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ① 入院 [※] した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	$\text{[傷害入院保険金日額]} \times \text{[感染症入院の日数]}$ （注1）感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間 [※] （180日）が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金の支払限度日数 [※] （60日）に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症 [※] の発病 [※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ [※] による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2) 操縦^(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3)職務として操縦する場合は含みません。

(※4)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

特約のご説明

下表の特約がセットされています。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [※] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

用語	説明
あ	
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
か	
競技等	競技、競争、興行 ^(※) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（※）いずれもそのための練習を含みます。
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

用語	説明
ケガ(続き)	「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
さ	
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、加入者証等記載の期間または日数とします。 適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療*に該当する診療行為(*2) (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
先進医療	手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準の適合する病院または診療所において行われるもの)に限り。ただし、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症(*)をいいます。 (*)新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。ます。
な	
入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
は	
発病	医師*が診断*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
 - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
○引受保険会社所定の保険金請求書 ○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ○引受保険会社所定の同意書
○死亡診断書 ○事故原因・損害状況に関する資料 ○引受保険会社所定の診断書
○診療状況申告書 ○他から支払われる保険金、給付金等の額を確認する書類
○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*)法律上の配偶者に限ります。
- 保険金支払いの履行期
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS & AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ、被保険者の範囲、主な特約および特約固有の被保険者の範囲の対象年齢は、ご加入いただくプランによって異なります。同時にお渡しするパンフレットの保険金額・保険料表等でご確認ください。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 —:被保険者の対象外)
	本人 ^(*)
本人型	○

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」のとおりです。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の補償期間は加入申込票をご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては同時にお渡しする加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご加入と同時に全額を払込みください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険は申込締切日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS & AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は京王観光株式会社が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求める項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
【告知事項】
 - 他の保険契約等^(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、必ずお申し出ください。
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者^(*)にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方が、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

申込締切日の翌日午前0時から補償を開始します。但し、特定感染症による入院保険金は契約日の翌日から10日間は補償されません。保険料はご加入と同時に全額を払込みください。保険料を払込みいただけない場合には、補償期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料はご加入と同時に全額を払込みください。保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で解約される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
この保険は申込締切日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

10. 包括契約の仕組み

この保険は京王観光株式会社が入会者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。

この保険商品に関するお問い合わせは
加入申込票の【代理店・扱者】欄をご覧ください。
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料) 電話受付時間: 平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます。)
万一、ケガをされたり、病気になられた場合は
遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故はいち早く
指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会 にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808 ・受付時間〔平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)〕 ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

<代理店・扱者>

京王観光株式会社
〒151-0061
東京都渋谷区初台1-54-2 京王初台1丁目ビル
TEL:03-5351-7141

承認番号 A20-101636 使用期限:2021年11月16日